

日本畜産学会報投稿規程

1. 日本畜産学会報に掲載する論文は、一般論文（原著）、技術報告、総説、解説、資料とする。一般論文および技術報告は著者が投稿したものを主とする。総説、解説、資料は機関誌編集委員会「以下編集委員会と略称」が依頼したものを主とする。
2. 投稿論文は育種・遺伝、繁殖・生殖工学、栄養・飼料、生理・形態、畜産物利用、管理・行動、衛生（微生物、糞尿）、畜産経営などの分野で、畜産学上価値のある内容を持ち、本投稿規程、ならびに別途定める「日本畜産学会報のための論文投稿の手引き」および「日本畜産学会投稿論文に関するガイドライン」に従ったものでなければならない。
3. 投稿論文の筆頭著者または責任著者は会員でなければならない。ただし、その年度の会費を納入しているものとする。
4. 投稿論文は独立した表題を付し、連続論文形式にはしない。
5. 一般論文の内容は独創的な研究に基づく新知見を含むものとする。一方、技術報告の内容は、研究・実験・産業に関連する技術問題をとりあげ、畜産学および畜産業における今後の発展に寄与するものを含むものとする。数字はすべて算用数字を用いる。表は1ページに1表ずつ作成する。編集委員会が必要と認める場合には英文校閲を受けなければならない。その費用は著者負担とする。
6. 審査中の原稿は、編集委員会に帰属する。
7. 審査終了論文は、体裁を統一するため、編集委員会で修正することがある。
8. 論文掲載費用は著者が負担する。ただし、その金額は別に定める。
9. 別刷については、著者校正時、必要部数を申し込む。その実費は著者負担とする。校正の際、字句の追加、削除または文章の移転は許されない。
10. 本誌に掲載された論文の著作権は公益社団法人日本畜産学会に属する。
11. 本規程の改正は理事会の議決を経て行う。

1989年12月 1日 改正

1991年 1月 1日 改正

1994年10月 1日 改正

1998年 7月25日 改正

2001年 9月14日 改正

2004年 1月31日 改正

2009年 5月16日 改正

2011年 6月25日 改正

2012年 1月28日 改正

2013年 3月27日 改正

2018年10月27日 改正